

10月から「子ども手当」が変わります

支給額は次のように変わります

手当の月額（平成23年10月分～平成24年3月分）

- 0歳～3歳未満 15,000円（一律）
- 3歳～小学校修了前 10,000円（第3子以降は15,000円）
- 中学生 10,000円（一律）

※10月分～1月分の手当は平成24年2月、2・3月分の手当は平成24年6月に支払われます。

※支給対象となるかたが変わる場合がありますので、詳しくはお問い合わせください。

申請が必要です

10月分からの子ども手当を受け取るためには、支給対象となるかたかどうか審査しますので、これまで受け取っていたかたも含め、対象のお子さんを持つ全てのかたは町へ申請してください。（公務員のかたは勤務先へ）

“なお、これまで子ども手当を受け取っていたかたには後日通知します。”

※平成23年10月1日現在で支給要件に該当するかたについては、

平成24年3月末までに申請すれば、10月分からの手当を受け取ることができます。

ご注意ください！

次のかたは速やかに申請してください

（3月末までに申請してもさかのぼって手当を受け取れません）

- 10月以降に他の市町村へ転居したかた
- 10月以降にお子さんが生まれたかた

※10月以降に他の市町村へ転居したかたは、転出した日（転出予定日）の翌日から、10月以降にお子さんが生まれたかたは、お子さんが生まれた日の翌日から数えて15日を経過するまでに必ず申請してください。

■問い合わせ 健康福祉課子育て支援係（☎86-0210）

子育て支援住宅「みらい」 入居者募集

募集期間

10/12(水)～
10/21(金)

▼募集戸数
町外のかた1戸

■家賃 2LDK 78㎡（1戸）

2子までを扶養するかた 35,000円
3子以上を扶養するかた 30,000円

▼入居申し込みの流れ

①募集期間

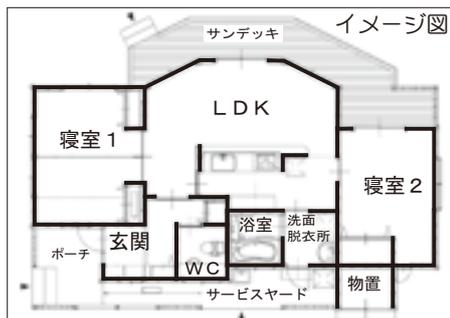
10月12日(水)～10月21日(金)
午前9時～午後5時（土日祝日を除く）、源泉徴収票、住民票謄本、入居予定者全員の所得課税証明書、市町村民税納税証明書をご準備ください。

②入居者の決定

10月中
申込者多数の場合は、抽選により決定

③入居可能日

11月上旬



▼入居者の資格（次の①～④のすべてに該当するかた）

- ①子を持つ夫婦世帯で、お子さんが現在小学校就学前であること（1人以上）。
- ②公営住宅法で定める基準に準じ、世帯の月額所得の合計が313,000円を超えないこと。
- ③自ら居住するために住宅を必要としていること。
- ④市町村民税を滞納していないこと。

▼期限付入居

一番下のお子さんが小学校を卒業する年の3月31日まで入居できます。

▼所在地 鮎貝仮換地25街区(あゆむ東隣)

■申込・問い合わせ 建設水道課管理係（☎85-6140）